平成２３年（フ）第５７２号
堺市北区奥本町１丁89番地１　セレンズフォレスト303号、前住所堺市北区東三国ヶ丘町３丁５番６―201号
債務者　望月　博仁
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５６号
大阪府松原市河合１丁目548番地、前住所大阪府松原市河合２丁目451番地の91
債務者　河上　　滿
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
宮崎県都城市高城町桜木208番地
債務者　野﨑　惠子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１８８号
富山市善名293番地
債務者　新森　繁雄
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武島　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１６９号
北海道千歳市豊里５丁目３番14号、住民票上の住所北海道千歳市花園３丁目８番２号
債務者　佐々木絵美子（旧姓今中）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３２号
長崎県長崎市江戸町１番17号　新江戸町ビル601
債務者　米津　博一
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７９号
横浜市都筑区高山４番13号
債務者　廣畑　良孝
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３７号
福井県坂井市坂井町蔵垣内第41号９番地
債務者　伊藤　祥子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
福井県勝山市郡町２丁目８番８号
債務者　中西　静子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１５号
福島県いわき市常磐湯本町天王崎42番地　みゆきアパート16、前住所福島県いわき市常磐湯本町栄田56番地の６　国井方
債務者　斉藤かおり
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２００６号
大阪市旭区赤川４丁目８番28号、事業所所在地大阪市北区西天満５丁目13―11―103
債務者　ざ・とこや貴公子こと　寅松　久嗣
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５１号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘３丁目32番地の６
債務者　西盛　貴幸
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７６号
大阪市住吉区遠里小野１丁目９番22―516号
債務者　住田　一人
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３９５号
大阪市城東区蒲生３丁目11番23号
債務者　竹山こと　李　　昌浩
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８６８号
大阪府東大阪市吉田７丁目１番15号　村岡グリーンハイツ406号
債務者　上島　和宏
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６１号
大阪府大東市深野３丁目７番９号　Ｅ棟508号
債務者　中北　理恵
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１７５号
大阪府豊中市岡町10番12―201号
債務者　播磨　真美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部